

小川町営繕工事における週休2日制モデル工事試行要領

（ 令和 7年 3月28日 ）
町 長 決 裁

（趣旨）

第1条 この要領は、小川町が発注する営繕工事において、週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

（1）モデル工事

週休2日制モデル工事（現場閉所型）（以下「モデル工事（現場閉所型）」という。）及び週休2日制モデル工事（交替制）（以下「モデル工事（交替制）」という。）の総称をいう。

（2）モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）に取り組む方式をいう。

ア 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日の閉所では現場閉所（現場休息）率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

イ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上を達成したと認められる状態をいう。

ウ 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間及び発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。やむを得ず発注者があらかじめ対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限

の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

エ 現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

オ 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

カ 現場閉所（現場休息）日

対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや祝日を充てることもできる。なお、現場閉所（現場休息）日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

キ 現場閉所（現場休息）率は、次の式により算定するものとする。

対象期間内の現場閉所（現場休息）日数 ÷ 対象期間の日数

(3) モデル工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式をいう。

ア 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（対象者の平均休日数の割合（以下「平均休日率」という。）が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休（平均休日率が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

ウ 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

エ 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

オ 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。元請企業については工事着手日から工事完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間及び発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。やむを得ず発注者があらかじめ対象外とする期間を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

カ 休日率は、対象者ごとに次の式により算定される率をいう。

対象期間内の休日日数÷対象期間の日数

キ 平均休日率は、次の式により算定するものとする。

対象者の休日率の合計÷対象者数

（対象とする工事）

第3条 モデル工事の対象は、原則全ての工事を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、モデル工事の対象としない。

(1) 竣工時期や現場条件に制約がある工事

(2) 緊急を要する工事（災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）、応急工事等）

(3) 対象期間が1月未満の工事

(4) 前3号に掲げる工事のほか、週休2日の実施が困難であると町長が認めた工事

（発注方式）

第4条 モデル工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。

2 モデル工事（交替制）として発注した場合において、受注者がモデル工事（現場閉所型）を希望するときは、現場着手前に受注者及び発注者で協議し、モデル工事（現場閉所型）に変更できるものとする。

3 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙に基づき入札公告及び特記仕

様書に発注方式を明示するものとする。

(積算方法等)

第5条 モデル工事において、次の現場閉所（現場休息）又は休日の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

(1) 複合単価の労務単価は公共工事設計労務単価に以下のア又はイの補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

ア 月単位の週休2日以上 1.04

イ 通期の週休2日以上 1.02

(2) 市場単価及び補正市場単価は別表第1、別表第2、別表第3の補正率を用いた次の式により補正する。

ア 新営工事の場合

(ア) 市場単価×新営補正率

(イ) 補正市場単価×新営補正率

イ 全館無人改修の場合（基準単価の算定）

(ア) 市場単価×新営補正率

(イ) 補正市場単価×新営補正率

ウ 執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）

(ア) 市場単価×改修補正率

(イ) 補正市場単価×改修補正率

(3) 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を別表第1、別表第2、別表第3の補正率を用いた以下の式により補正する。

ア 新営工事、全館無人改修の場合

物価資料の掲載価格×新営補正率

イ 執務並行改修の場合

物価資料の掲載価格×改修補正率

2 積算及び変更方法は、次のとおりとする。

(1) モデル工事（現場閉所型）

4週8休以上を前提に、前項第1号ア並びに別表第1、別表第2及び別表第3に定める月単位の週休2日促進工事の補正率により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。なお、現場閉所（現場休息）率の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を同項第1号イ並び

に別表第1、別表第2及び別表第3に定める通期の週休2日促進工事の補正率」に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、小川町建設工事標準契約約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

(2) モデル工事（交替制）

4週8休以上を前提に、前項第1号ア並びに別表第1、別表第2及び別表第3に定める月単位の週休2日促進工事の補正率」により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。平均休日率を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を同項第1号イ並びに別表第1、別表第2及び別表第3に定める通期の週休2日促進工事の補正率」に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、小川町建設工事請負契約約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

(3) 減額変更の計算方式（すべて税抜き価格で計算する。）

前2号の規定による減額変更後の請負契約額は、次の式により算定するものとする。

当初請負契約額×(達成状況に応じた補正係数の設計価格 ÷前項第1号ア並びに別表第1、別表第2及び別表第3に定める月単位の週休2日促進工事の補正率により算定した設計価格)

(実施方法等)

第6条 モデル工事における現場閉所（現場休息）及び休日の確認方法は、次のとおりとする。

(1) モデル工事（現場閉所型）における現場閉所（現場休息）の確認方法

ア 工事着手前

(ア) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

(イ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで施工計画書及び工程表を作成する。

(ウ) 受注者は、対象期間中、施設管理者の承諾を前提にモデル工事であることをPRするための掲示を行う。

イ 工事着手後

(ア) 現場閉所（現場休息）を行う場合、受注者は、監督員に対し事前に現場閉所（現場休息）を行う旨の連絡を電子メール等で受けるものとする。

ただし、施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合や週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合、官公庁が休日の場合は連絡不要とする。

(イ) 監督員は、現場閉所（現場休息）日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。

(ウ) 受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

ウ 工事完成時（工事検査前）

受注者は、工事完成日以降１４日以内に、現場閉所実績報告書（様式第１号）を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所（現場休息）率の達成状況について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの現場閉所（現場休息）日については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

エ その他留意事項

監督員は、１つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(1) モデル工事（交替制）における休日の確認方法

ア 工事着手前

(ア) 受注者は、週休２日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

(イ) 受注者は、対象期間中、施設管理者の承諾を前提にモデル工事であることをＰＲするための掲示を行う。

イ 工事着手後

(ア) 受注者は、毎月末に当月分の休日確保状況チェックリスト（様式第２号）を監督員に提出するとともに、作業日報や出勤名簿等を提示し、休日確保状況について監督員の確認を受ける。

(イ) 受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

ウ 工事完成時（工事検査前）

受注者は、工事完成日以降３日以内に、最終月の休日確保状況チェックリスト及び休日確保実績報告書（様式第３号）を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、平均休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの休日取得については、見込みで提出し、変更が

あった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

エ その他留意事項

監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

2 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮する。特に新営工事については、（一般社団法人）日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラム等を参考として活用する。

（その他）

第7条 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告するモデル工事から適用する。

（経過措置）

- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年度に起工する工事に限り、当初予算においてモデル工事のための予算措置をしていない工事については、モデル工事の対象としないことができる。

別紙

(入札公告及び特記仕様書への週休２日制モデル工事である旨の明示)

<入札公告>

1 入札対象工事

1 8 その他

本工事は、小川町営繕工事における週休２日制モデル工事（※）の試
行対象工事である。

※発注方式により、「現場閉所型」又は「交替制」を記入

<特記仕様書>

1 週休２日制モデル工事

(1) 本工事は、小川町営繕工事における週休２日制モデル工事（※）の試
行対象工事である。

試行の実施は、小川町営繕工事における週休２日制モデル工事試行要
領によるものとする。試行要領は、小川町ホームページで確認のこと。

※発注方式により、「現場閉所型」又は「交替制」を記入

別表第 1（第 5 条関係）

建築工事の補正率

工 種	摘 要 ※	月単位の週休 2 日促進工事		通期の週休 2 日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、 物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート 工事	市場単価、 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリ ート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事 (シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕 上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕 上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具 (ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具 (シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

別表第 2（第 5 条関係）

電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休 2 日促進工事		通期の週休 2 日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事）金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆銅棒、接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

別表第 3（第 5 条関係）

機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休 2 日促進工事		通期の週休 2 日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用 及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダ クト及び低圧チャンバ ー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属 品	既製品ボックス、制 気口、ダンパー等 の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設 備 （ユニット を除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22